

○訪問型サービスの報酬単価

種別	介護予防型訪問サービス		基準緩和型訪問サービス	
単価	(月額包括報酬) 介護予防型訪問サービス (Ⅰ) ※週 1 回程度利用	1,176単位/月	(月額包括報酬) 基準緩和型訪問サービス (Ⅰ) ※週 1 回程度利用	941単位/月
	介護予防型訪問サービス (Ⅱ) ※週 2 回程度利用	2,349単位/月	基準緩和型訪問サービス (Ⅱ) ※週 2 回程度利用	1,879単位/月
	介護予防型訪問サービス (Ⅲ) ※ (Ⅱ) を超える回数利用 ※ (Ⅲ) は事業対象者又は要支援 2 のみ利用可	3,727単位/月	基準緩和型訪問サービス (Ⅲ) ※ (Ⅱ) を超える回数利用 ※ (Ⅲ) は事業対象者又は要支援 2 のみ利用可	2,982単位/月
加算 減算	初回加算	200単位/月	初回加算	同左
	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100単位/月	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	なし
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位/月	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	なし
	介護職員処遇改善加算	単位数×一定割合	介護職員処遇改善加算	同左
	介護職員等特定処遇改善加算	単位数×一定割合	介護職員等特定処遇改善加算	同左
	同一建物減算	所定単位数の100分の90に減算	同一建物減算	同左
1 単位当たり 単価	※ 7 級地 (1 単位 = 10.21円)		同左	

※令和 3 年 9 月 30 日までの間は、単価の1000分の1001を算定する。

○通所型サービスの報酬単価

種別	介護予防型通所サービス		基準緩和型通所サービス	
単価	(月額包括報酬) 事業対象者・要支援1 ※週1回程度利用	1,672単位/月	(月額包括報酬) 事業対象者・要支援1 ※週1回程度利用	1,338単位/月
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用	3,428単位/月	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用	2,742単位/月
加算 減算	運動器機能向上加算	225単位/月	運動器機能向上加算	同左
	若年性認知症加算	240単位/月	若年性認知症加算	—
	生活機能向上グループ活動加算	100単位/月	生活機能向上グループ活動加算	同左
	栄養アセスメント加算	50単位/月	栄養アセスメント加算	同左
	栄養改善加算	200単位/月	栄養改善加算	同左
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	同左
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	同左
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/月	口腔機能向上加算(Ⅰ)	同左
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/月	口腔機能向上加算(Ⅱ)	同左
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480単位/月	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	同左
	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700単位/月	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	同左
	事業所評価加算	120単位/月	事業所評価加算	—
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	同左
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	同左
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88または176単位/月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72または144単位/月	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24または48単位/月	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	—
	科学的介護推進体制加算	40単位/月	科学的介護推進体制加算	同左
介護職員処遇改善加算	単位数×一定割合	介護職員処遇改善加算	同左	
介護職員等特定処遇改善加算	単位数×一定割合	介護職員等特定処遇改善加算	同左	
同一建物減算(事業対象者・要支援1)	376単位/月	同一建物減算(事業対象者・要支援1)	同左	
同一建物減算(事業対象者・要支援2)	752単位/月	同一建物減算(事業対象者・要支援2)	同左	
1単位当たり 単価	※7級地(1単位=10.14円)		同左	

※令和3年9月30日までの間は、単価の1000分の1001を算定する。